

農業者のための
農福連携ガイド
—農作業委託(請負)編—

農業労働力支援協議会

はじめに

障がい者の農業分野における受け入れを意味する「農福連携」は、近年盛んに取り進められており、世の中にも様々なマニュアルが存在しています。

この農福連携には、農業者や福祉施設、障がい者をはじめとした多くの主体が関わっています。既出のマニュアルの多くは、あらゆる主体の視点にたって書かれており、その内容は複雑なものとなっています。

本冊は、農福連携に取り組む「農業者」に視点を固定して、障がい者の受け入れを農業者がスムーズに行えるように執筆いたしました。

また、本冊における「受け入れ」とは、請負契約等によるものを想定しています。

<補足>

請負契約による受け入れをスムーズに行うには、まずマッチング機関へ相談することが先決です。しかし、都道府県ごとにマッチング機関は、様々な団体等が担っています。

そこで、各都道府県の保健福祉部局や農業部局へ連絡し、マッチング機関を確認することからはじめましょう。

※ 障がい者の表記について、引用による場合は引用元の表記とし、その他の場合は「障がい者」の表記に統一しています。

目次

- 01 「農福連携」とは
 - i 農福連携の意義と障がい者にできること

 - 02 障がい者を受け入れる – 受け入れまでの流れ
 - i 知っておくべき基礎知識
 - ii 障がい者を受け入れる2つの方法
 - iii 受け入れの流れ（請負契約）

 - 03 実際の例
 - i 長野県セルフセンター協議会 JA 松本ハイランド
ーポイント：請負契約による受け入れの流れ
 - ii 京丸園
ーポイント：作業内容の工夫

 - 04 よくあるQ & A
 - Q1 寒さや暑さに特別な対策は必要か。
 - Q2 作業場に特別用意すべき設備はあるか。
 - Q3 障がい者の受け入れ事例を知りたい。
 - Q4 請負報酬はいくらに設定したらよいか。
 - Q5 請負契約による障がい者の受け入れにあたって、補助金などはあるか。
 - Q6 マッチング機関とはどこか。
 - Q7 どんな作業をお願いできるのか。
 - Q8 障がい者とどのように接したらよいか。
-

05

参考様式集

- i 農作業依頼シート
- ii 請負契約書

01

「農福連携」とは

- i 農福連携の意義と障がい者にできること

i 農福連携の意義 と 障がい者にできること

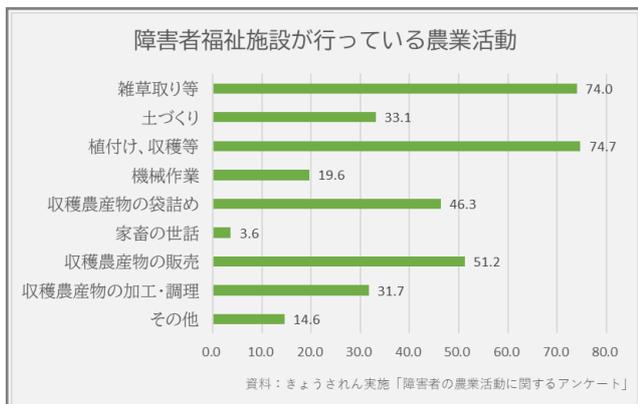
「農福連携」って？

「農福連携」とは、障がい者等が農業分野で活躍することで、農業者側と障がい者側 双方の就労に関する課題を解決する Win-Win の取り組みです。



多くの障がい者が農業に取り組んでいる

現在も、多くの障がい者が農業に取り組んでいます。たとえば、草取り作業や収穫など、簡易であるが人手が必要な作業において、特に顕著に活躍をしています。



労働力不足の一助となる

労働力不足に悩まされる農業者にとって、障がい者は強い味方です。

障がい者にとっても、「働けるのに働き先がない」ことが大きな問題となっています。そのため、福祉施設などは就労先の確保に、強い思いがあります。

受け入れの方法によっては、季節的な労働力としての活用もできる！

短期間の労働力が求められる場合にも、農福連携は有効な手段となります。

福祉施設と「請負契約」を締結することによって、草取り作業や収穫作業などをお願いすることができます。

当然、長期間の労働力として活躍してもらうこともできます。



02

障がい者を受け入れる –受け入れまでの流れ

- i 知っておくべき基礎知識

- ii 障がい者を受け入れる2つの方法

- iii 受け入れの流れ（請負契約）

i 知っておくべき基礎知識

障害は4種類

(1) 身体障がい者

肢体や視覚などの身体上の不自由のある者をいいます。

(2) 知的障がい者

IQ70以下で、読み書きや計算などの知的行動に不自由のある方をいいます。

十分な体力のある方が多く、農作業でも活躍しやすいです。

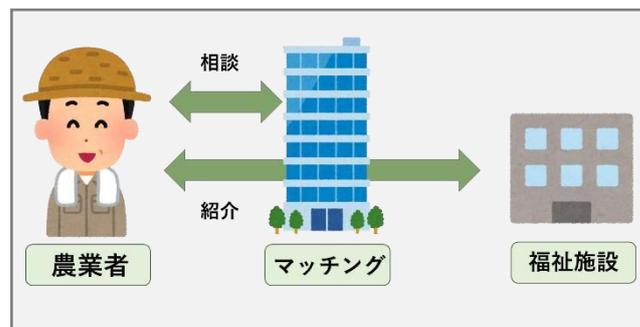
(3) 精神障がい者

うつ病などの精神疾患により日常生活に制約のある方をいいます。

(4) 発達障がい者

自閉症スペクトラム障害や学習障害などにより日常生活に制約のある方をいいます。

農福連携の関係機関



(1) 障がい者福祉施設（就労施設等）

社会福祉施設のひとつで、障がい者を対象として様々な福祉サービスを提供しています。

障害の程度によって、サービスの内容は様々です。就労可能な障がい者に対しては、**働くための訓練や働く場の提供**を行っています。

働く場のひとつとして、**3割以上の施設が農業を選択**しています。

(2) マッチング機関

福祉施設を**紹介**し、様々な**相談**に乗ってくれる機関です。

どこの機関が役割を担っているのか、都道府県ごとに様々です。そのため、**まずは都道府県庁の保健福祉部局や農業部局へ連絡**してみましょう。

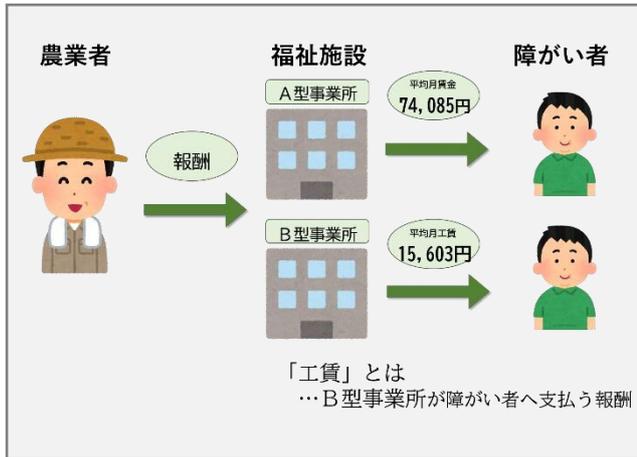


参考

04 よくあるQ & A

vi マッチング機関とはどこか。

福祉施設における就労形態



障がい者福祉施設は、就労継続支援 A 型事業所や同 B 型事業所等として都道府県知事による指定を受けたうえで、「働く場の提供」という福祉サービスを障がい者へ提供しています。

このほか、請負元としては多くありませんが、一般企業への就職を目指した就労訓練などを行う「就労移行支援事業所」があります。

(1) 就労継続支援 A 型事業所

一般企業で働くのは難しいが、サポートを受けることで能率よく働ける障がい者が所属し、障がい者が施設内外での就労を行います。

(2) 就労継続支援 B 型事業所

就労継続支援 A 型事業所よりも重度の障がい者が所属し、障がい者が施設内外での就労を行います。

その分、福祉施設が障がい者へ支払う賃金は就労継続支援 A 型事業所と比べて低いです。

この他に気になること

農福連携を進めるうえで、気になるであろうことを「よくある Q & A」としてまとめています。

ここにも記載のないような内容は、上記のマッチング機関に相談しましょう。



参考

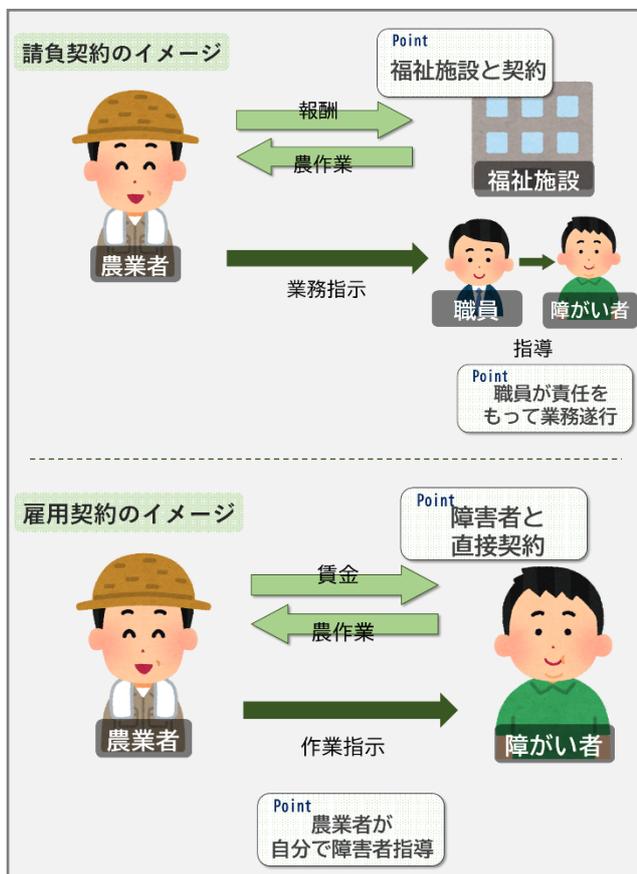
04 よくある Q & A

ii 障がい者を受け入れる 2つの方法

請負契約と雇用契約

請負契約では、**福祉施設との間に契約を締結**し、福祉施設の職員が障がい者の指導にあたり、責任をもって請負業務が遂行されます。

雇用契約では、**障がい者との間に契約を締結**し、障がい者を従業員とします。



請負契約のメリット

(1) 障がい者をよく知る職員が指導

請負契約とは、仕事の完成義務を請負人（福祉施設）が負います。

そのため、**障がい者の特性をよく知る職員が、責任をもって障がい者を指導**して、お願いした業務を遂行してくれます。

(2) 季節的な労働力確保が可能

収穫時期や草刈り時期など、**スポット的に人手が必要な場合**に、先方との相談により、その時期・業務だけを契約の対象とすることができます。

(3) 作業見直しにより効率がよくなる

受入実績のある農業者からよく挙がる効果として、「**作業効率が上がった**」というものがあります。

職人的スキルが必要と思っていた作業や当たり前になっていた作業が、障がい者向けに作業を見直していくなかで、誰でもできるような工夫を思いついたり、効率化されたりします。

(4) 雇用のミスマッチが起きない

請負契約は、仕事の完了をもって契約が終了するため、**雇用のミスマッチが生じません**。

将来的な雇用を考えている場合には、請負契約による受け入れで、障がい者との働き方をお試しすることもできます。

雇用契約のメリット

(1) 安定した労働力の確保

請負契約は、短期間の労働力確保やリスク回避という視点で大きなメリットを有しています。

しかし、**しっかりと仕事をしてくれる障がい者が請負元の福祉施設にいても、請負契約ではいつどの企業に就職してしまうかわかりません。**

通年の労働需要をもつ農業者にとって、障がい者の雇用契約は、労働力確保の有用な手段です。

(2) 職場の雰囲気がよくなる

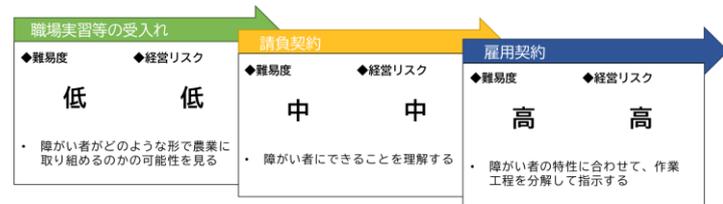
障がい者雇用経験のある企業へのアンケートで、障がい者を雇用してよかったこととしてよく挙げられるのが、「**職場の雰囲気がよくなった**」ということです。

障がい者が職場で孤立しないように、多くの方が気遣いを行うことで、障がい者に対してだけでなく、職場全体の雰囲気がよくなります。

(3) 作業見直しにより効率がよくなる

請負契約で得られるものと同様の効果があります。

受け入れへの段階別アプローチ（例）



まずは、**障がい者を受け入れることの効果や実態を知る**ために、都道府県庁などが実施する**セミナー**を受けます。

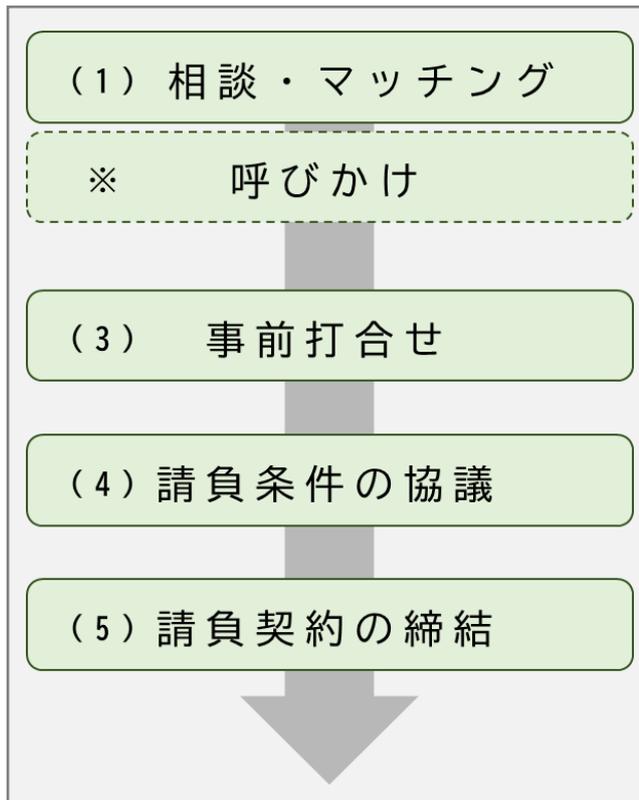
つづいて、**請負契約による受け入れ**を行い、上記の**効果を実感**します。雇用のミスマッチがない請負契約は、「**一部の作業を手伝ってもら**」気持ちで受け入れを行うことができます。

この段階で、自社にとって請負契約と雇用契約のいずれが有効なのかを判断します。

そして、請負契約による受け入れが有効な場合はこれを継続し、雇用契約による受け入れが有効な場合は雇用に向けて動き出します。

iii 受け入れの流れ（請負契約）

全体の流れ



(1) 相談・マッチング

都道府県庁の保健福祉部局、農業部局へ連絡し、農福連携に関する相談を行います。

都道府県庁ではなく、他の機関が農福連携に習熟していることもあるので、その場合はそちらを紹介してもらいます。

どんな作業をお願いできそうか、など農業者だけでは想定しきれないようなこと全般を相談しましょう。

また、マッチング機関の職員には、この後も相談役・仲介役としての役割を果たしてもらうことが望ましいです。

参考 04 よくあるQ & A
vii どんな作業をお願いできるのか。

参考 05 様式集 i 農作業依頼シート

相談しながら埋めていくための様式です。
相談先で様式をもっている場合もあります。

※ 呼びかけ

上記の相談によらずに、ご自身で近隣や元々付き合いのある福祉施設を探される場合もあります。

(2) 事前打合せ

契約を締結する前に、農業者と福祉施設が、作業者の能力や業務内容を把握するために行います。

この打合せを通して、請負契約の締結前にお互いに必要なことを洗い出すこともできます。

そのため、実習の内容は、作業場の見学や作業内容の説明に加えて、対象となる作業を実際に行ってもらいたいことが望ましいです。

(3) 請負条件の協議

福祉施設の職員と、請負業務の内容や金銭に関する事項をあらかじめ話し合います。

特に金銭に関する事項は、マッチング機関の職員に仲介役を果たしてもらうことで、よりスムーズに話が進みます。

■ 協議すべき事項 (例)

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 業務内容
ニンニクの収穫 | <input type="checkbox"/> 事故・怪我などの責任負担
A施設 |
| <input type="checkbox"/> 作業場所
〇〇農場 | <input type="checkbox"/> 悪天候時の作業実施
小雨なら実施 |
| <input type="checkbox"/> 作業時間
9:30~12:00 | <input type="checkbox"/> 作業の工夫 |
| <input type="checkbox"/> 期間
6/1~6/20 (土日祝除く) | |
| <input type="checkbox"/> 業務に必要なものの準備負担
A施設 作業服、長靴、軍手...
B社 施設に関するもの | |
| <input type="checkbox"/> 報酬
1アールあたり〇〇円 | |
| <input type="checkbox"/> 交通費
A施設が負担 | |

(4) 請負契約の締結

前項で協議した請負条件をもとに、請負契約を締結します。

通常求められる契約期間や報酬などに加え、事故時の責任負担などの重要な内容は、契約書に記載しておきましょう。

事故の原因に農業者の故意または過失などが認められる場合などを除いて、福祉施設側が責任を負担することが一般的です。



参考

05 様式集 ii 請負契約書



参考

04 よくあるQ & A

iv 請負報酬はいくらに設定したらよいか。

03

実際の例

i 長野県セルフセンター協議会、JA 松本ハイランド

ーポイント：請負契約による受け入れの流れ

ii 京丸園

ーポイント：作業内容の工夫

i 長野県セルフセンター協議会、JA 松本ハイランド

ーポイント：請負契約による受け入れの流れ

どんなところ？

長野県セルフセンター協議会、JA 松本ハイランドでは、長野県において福祉施設と農業者をマッチングするコーディネーターを長野県委託事業で、担っています。

お聞きしたポイント

請負契約による受け入れがどのような流れで進んでいくのかを伺いました。

まずは相談からはじまる

長野県では、作業の注文を専用様式に記入してもらい、そこから始まります。

はじめは、何をどうしたらよいかわからないものです。コーディネーターへ気軽に相談することで、受け入れに関する様々なサポートを無料で受けることができます。

注文様式

最適な福祉施設のマッチング

専用様式に記入された作業内容の特性や場所などをもとに、可能な限り最適な福祉施設をコーディネーターが探します。

マッチングには一定の期間が必要なため、遅くとも作業開始の1か月前には相談をすることが望ましいようです。

請負条件を話し合う

マッチング時には、農業者と福祉施設の職員、コーディネーター（または農業者とJA職員）が対面で打合せをします。

作業内容の詳細や実施時間など、契約に必要なような事項を概ね話し合います。

特に作業内容については、この話し合いで「障がい者にできる作業は何か」が明確となります。

それらをもとに、実際に契約へ踏み切るかを互いに検討する場ともなります。

金銭に関する事項は仲介してもらう

報酬金額や交通費の負担など、金銭に関する事項はお互いに話しにくいものです。

長野県では、こういったことはお互いの事情を汲むことができるコーディネーターが仲介してくれます。

取材協力：沖村さま（長野県セルフセンター協議会）、轟さま（JA 松本ハイランド）

簡単だけど人手のかかる作業がおすすめ

長野県では、除草作業、収穫作業やマルチ剥ぎ作業が多く依頼されています。

危険な作業や複雑な作業を障がい者が行うことは難しいため、簡単だけど人手のかかる作業をお願いすることがおすすめです。

障がい者との接し方に悩む必要はない

受け入れにあたって、「障がい者とどう接したらいいのかわからない」と悩まれる方が多くいます。

しかし、作業指示などはすべて福祉施設の職員に伝えることとなります。

一方で、障がい者と近くで作業をしていると、その働きぶりや会話を通じて、農業者側の気持ちも前向きになることがあります。



農福連携のここがおすすめ！

- ◆ 農業者も福祉側もうれしい「Win-Win の取組み」！
- ◆ 一緒に作業をしていると障がい者に癒される！

ii 京丸園

ーポイント：作業内容の工夫

どんなところ？

京丸園では、平成 9 年より障がい者雇用をはじめ、現在では直接雇用と請負の両面から障がい者の受け入れを行っています。障がい者雇用をきっかけに、様々な作業工夫による効率化を行ってきました。

お聞きしたポイント

作業工夫をどのように行っているかを伺いました。

作業工夫は「標準化」のため

京丸園における作業工夫の目的は「作業を行う方の能力を補完して、誰がやっても同じ基準で作業を行えるようにする」ことにあります。

皆が同じ基準で作業をできるように、作業者が変わることは簡単ではありません。代わりに仕組みを開発して、作業能力の標準化を行っています。

トレー洗いの半自動化

従来はスポンジで手洗いをしていましたが、作業者の能力に差があり作業量や精度が大きく左右されていました。

これを半自動化する機械を導入し、誰がやっても基準を満たす作業（かつ以前よりスピードアップ）で行えるよう改良しています。

京丸園における機械開発は、障がい者という「人の力」を強みとして、全自動ではなく半自動にしています。これにより、投資金額も大幅に節減されています。



害虫の写真を掲示

害虫を名前で識別することは難しいが、写真を掲示することにより、障がい者がうまく見つけられるように工夫されています。



取材協力：総務取締役 鈴木緑さま

作業工程の変更

チンゲン菜の生産・加工では、福祉側からのアドバイスを受けて作業工程を変更しています。

従来はハウス内で殆どの作業を行い、都度コンテナに入れて運んでいたが、水耕栽培のトレーに載せたまま加工施設へ運び、加工施設内で一連の作業を行うように変えました。

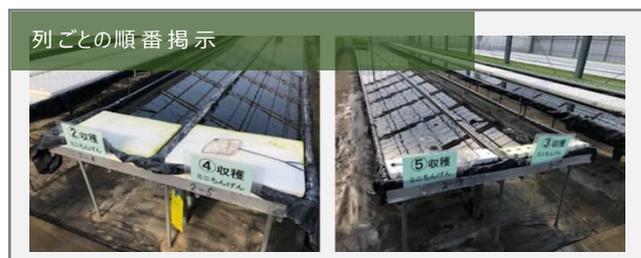
その結果、細々とした動き・歩きといったムダを削減でき、設備投資を十分に回収できるほど大幅な効率化を実現しました。



作業の順番を掲示

チンゲン菜の収穫は、福祉側から前日と違う方が来ることがあります。

そのため、収穫の順番や定植をどこまでやるか、などを掲示して、情報の伝達をより簡単かつ正確に行えるように工夫がなされています。



福祉側からの助言は、効率化の源泉

福祉側は、農作業を教わっていないからこそ、「こうするものだ」という先入観がありません。そのため、冷静に「こうしたらより効率的では？」というアドバイスをくれる場合があります。

京丸園では、「それは違う！」と頭から否定せずに実践してきた結果、多くの効率化に結び付いています。

農業者のスタンスは崩さずに

「障がい者のために」をやりすぎてしまうと、農業者は農業に集中できず、障がい者は自らの成長が妨げられてしまいます。

そこで、頼るべきところは福祉の手を借りて、無理をせずに受け入れを行うことが長続きのポイントです。

04

よくある Q & A

- Q1 寒さや暑さに特別な対策は必要か。
- Q2 作業場に特別用意すべき設備はあるか。
- Q3 障がい者の受け入れ事例を知りたい。
- Q4 請負報酬はいくらに設定したらよいか。
- Q5 請負契約による障がい者の受け入れにあたって、補助金などはあるか。
- Q6 マッチング機関とはどこか。
- Q7 どんな作業をお願いできるのか。
- Q8 障がい者とどのように接したらよいか。

Q1

寒さや暑さに特別な対策は必要か。

A

対策の要否は、受け入れる障がい者の特性によって異なります。
請負契約による受け入れの場合は、福祉施設の職員と相談し、対策を検討します。

Q2

作業場に特別用意すべき設備はあるか。

A

簡易トイレや休憩スペースの用意が必要です。
近隣に農業者の自宅などがあり、それらに代えられる場合は、必ずしも特別に用意する必要はありません。

Q3

障がい者の受け入れ事例を知りたい。

A

障がい者雇用事例リファレンスサービス (<https://www.ref.jeed.or.jp/>) をご参照ください。

Q4

請負報酬はいくらに設定したらよいか。

A

農業者と福祉施設 双方の意見合わせが必要ですが、以下のような方法により設定することができます。

$$\text{報酬額} = \text{健常者が同作業を行った場合にかかる時間} \times \text{健常者の時給}$$

なお、障がい者を安い労働力として扱おうとする考え方は、世間からの批判を招きます。
とはいえ、健常者と同じ作業ペースを望むことは難しいため、作業を行った「量」に対して正当な評価を行える出来高制を敷くことが望ましいです。

Q5

請負契約による障がい者の受け入れにあたって、農業者への補助金などはあるか。

A

請負契約による障がい者の受け入れに関する、全国的な農業者への補助金などはありません（令和元年 11 月時点）。自治体単位で実施される場合もあるので、各自治体へご確認ください。

Q6

マッチング機関とはどこか。

A

都道府県ごとにどこが役割を担っているかが異なります。

以下のような機関が主な担い手となっていますが、まずは都道府県庁の保健福祉部局や農業部局へ連絡することをおすすめします。

- ・ 都道府県庁の保健福祉部局、農業部局
- ・ 共同受注窓口（●●センター、●●協議会などの名称）、都道府県ネットワーク ほか

Q7

どんな作業をお願いできるか。

A

農業者とコーディネーター、福祉施設の職員が、障害の程度や状況に応じて相談して決定します。

なお、実際には、以下のような作業が依頼されています。

- ・ 草刈り、石取り
- ・ 定植
- ・ 収穫
- ・ 出荷調整（皮すき、仕分け、パック詰め） ほか

Q8

障がい者とどのように接したらよいか。

A

請負契約による受け入れを行う場合は、農業者は福祉施設の職員へ作業指示を行い、障がい者へは福祉施設の職員が諸々のコミュニケーションを行います。

05

参考様式集

- i 農作業依頼シート

- ii 請負契約書

ここにある様式は、濱田健司氏著「農福連携の『里マチ』づくり」に記載の様式や長野県セルフセンター協議会作成の様式を参考として作成しています。

i 農作業依頼シート

農作業依頼シート

依頼日

年 月 日

■ 農業者 記入欄

作業依頼 内容	
------------	--

注文希望者名					
連絡先	住所	〒			
	TEL	-	-	FAX	- -
作業住所					
作業環境	トイレ	有・無 (無の場合に利用できる場所：)			
希望期間、時間	期間	年 月 日 ~ 月 日	時間	時 分 ~ 時 分	
集合場所					
必要なもの	軍手・ビニール手袋・汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒 その他 ()				
希望支払報酬 ※ 後ほどご相談	面積ベース ()	(面積)	a	×	(単価) 円 = 円
	時間ベース ()	(時間)	h	×	(単価) 円 = 円
支払方法	現金・振込		領収書 (現金の場合)		要・不要

■ コーディネーター 記入欄

部署名		担当名	
TEL	- -	FAX	- -

■ 事業所 記入欄

事業所施設名			担当名		
連絡先	住所	〒			
	TEL	-	-	FAX	- -
参加予定人数	スタッフ	名	利用者	名	
報酬振込先	金融機関名		支店所名		口座番号
心配ごと等					

ii 請負契約書

請負契約書

印紙税法に
定められた
収入印紙

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、別表に記載する農作業を発注し、乙はこれを請け負い、善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。但し、天候不順等の乙の責めのない理由で契約期間内に業務を完成できない場合は、甲乙の協議により変更できるものとする。

（請負作業料の額及び支払方法）

第3条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負料金を乙に支払う。

2 甲は、作業を完了した日の属する月の翌月末までに、乙の指定する方法により、報酬を支払うものとする。

（費用の支払い）

第4条 請負業務の実施にあたり費用を必要とする場合は、甲乙協議し、当該費用の負担者及びその支払方法を決定する。

（農作業請負に係る実施報告）

第5条 乙は、農作業請負を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。

（責任の所在）

第6条 乙及び乙の利用者の作業中又は休憩中等に事故が発生した場合は、甲の故意又は過失による場合を除き、甲は、当該事故につきその責めを負わない。

第7条 請負業務の完成についての法律上のすべての責任は、乙が負うものとする。

（契約の変更等）

第8条 契約変更をする場合は、甲乙協議のうえその変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別表

作物	地番	面積	作業名	請負面積	請負報酬単価	請負報酬の額
〇〇	〇〇町〇〇1331	100a	収穫	30a	300円	9,000円
合計						

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住所

氏名

印

乙

住所

氏名

印



農と福祉がつながって、日本を元気に！



PROJECT

作成事務局（本書に関する問合せ先）

公益社団法人 日本農業法人協会

住所：〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8

電話：03-6268-9500 F A X：03-3237-6811

令和2年2月発行